

鳩山町子ども・子育て支援事業計画策定にあたって



少子高齢化が進む昨今、町では、次代を担うすべての子どもたちが健やかに育成されるよう、地域全体で子育てを応援していくため、平成22年3月に策定しました『鳩山町次世代育成支援行動計画（後期計画）』に基づき、町の子育て支援施策を計画的に実施してまいりました。

そうした折、国におきましては、平成24年8月に、幼児期の学校教育・保育と地域における子育て支援の推進・質の向上を図るため「子ども・子育て支援法」をはじめとする“子ども・子育て関連3法”が制定され、子ども・子育て支援に関する新たな制度が創設されることとなりました。「子ども・子育て支援法」では、各地方自治体において「子ども・子育て支援事業計画」を定め、地域の子育て家庭の状況や子育て支援へのニーズを把握し、地域に求められる子育て支援施策を総合的・計画的に実施することとされています。

このような背景のもと、本町においてもこのたび、『鳩山町次世代育成支援行動計画（後期計画）』の目標や主要な施策等を継承しながら、これまでの計画の性格も併せた、町の子育て支援施策の総合的な計画として、新たに『鳩山町子ども・子育て支援事業計画』を策定いたしました。

この計画の実現に向けて、次代を担う子どもたちが健やかに育ち、すべての子育て家庭が安心して子どもを産み育てることができるよう、町民や関係団体などの皆さまからご協力をいただきながら、地域社会全体の取り組みとして進めてまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定に際しまして貴重なご意見・ご提言をいただきました鳩山町次世代育成支援対策地域協議会、鳩山町子ども・子育て会議委員の皆さまをはじめ、ニーズ調査やパブリックコメントにご協力いただきました皆さま及び関係団体・関係機関の方々に厚く御礼を申し上げます。

平成27年3月

鳩山町長 小峰孝雄